

判 例 研 究

マンションの設計図につき図面の著作物性を 限定的に認めたケース

——〔マンション設計図事件〕知的財産高等裁判所
平成27年5月25日判決（裁判所ウェブサイト）——

釜 田 佳 孝

第1 はじめに

本事案は、分譲マンションの建替工事における設計図の著作権侵害が問題となったケースであり、図形の著作物としての建築設計図の著作物性の有無について、近時の設計図一般の判決例と比較して限定的にはあるが著作物性を肯定した点において意義があると思われるので検討を試みるものである。

第2 事案の概要

1 当事者

Xは建築設計を主たる業とする株式会社、Y1は11名からなる旧マンションの区分所有者らで、かつ建て替えられる新マンションの発注者、Y2はビル、マンション等の企画・開発・販売等を行う株式会社、Y3は建築設計等を行う株式会社、Y4はその代表者である。

2 旧マンションの建替計画

旧マンション（「メゾンA」、5階建て総戸数16戸、東京都渋谷区所在）

は昭和49年5月頃に建築されたものであるところ、Y1は平成18年4月頃に新マンションへの立替えを等価交換事業（地権者が土地持分を、ディベロッパー〔共同事業者〕が資金をそれぞれ拠出し、拠出比率に応じて新たに建築する建物の専有面積を取得する事業）として行う計画を立てた。同計画でY1はA社を共同事業者として建替事業を進める方針であったが、A社が撤退することとなったため、平成21年6月頃にはXの紹介によりB社が共同事業者の候補者の1人となった。

3 X図面の作成とY1への提示

XはB社から建替え計画に関する図面の作成を委託され、平成21年6月9日付の「メゾンA建替え計画」と題する図面（構成：①表紙、②「2009/6/8面積表」と題する面積計算部分、③「1、2階平面図」、④「3、4階平面図」、⑤「5、6階平面図」、⑥「7～9階平面図」、⑦「断面図」。以下③乃至⑦の5枚の図面を「X図面」という）を制作し、同日にB社を通じてY1に提示した。

4 Y4設計図面の作成と新マンションの建替え

しかしY1は、平成21年6月頃B社が提案した事業計画を不服として同社への建替え依頼を見合わせることにし、平成22年に新マンションの建替えをY2依頼したことから、Y2から同年4月頃に設計図面の制作の依頼を受けたY3が代表者のY4をしてY4設計図面（構成：①「1階平面図」ないし「7階平面図」とする各階平面図、②「8・9階平面図」、③「R階平面図」、④「南西立面図」、⑤「北西側立面図」、⑥「北東側立面図」、⑦「南東側立面図」、⑧「A-A断面図」、⑨「B-B断面図」。図面は少なくとも15枚）を制作させた。Y2はY4設計図面を添付して確認申請を行い、平成22年10月6日に建築確認済証の交付を受け、同年11月に新マンションの建築を開始し、平成23年11月25日に完成させた。

5 Xの提訴

Xは、Y1乃至Y3がX図面に依拠してY4設計図面を制作して、X図面の著作権（複製権又は翻案権）を侵害したとして、①Y4に対しては著作権侵害の不法行為の実行為者として民法709条に基づき、②Y3に対しては、Y4の著作権侵害の不法行為について会社法350条に基づき、③Y1及びY2に対しては、Y4の著作権侵害行為の共同不法行為者として民法719条に基づき、連帯して、上記共同不法行為と相当因果関係のある設計料相当額である損害金3285万円及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。

第3 X図面の著作物性に関する裁判所の判断

本訴訟における争点は、①Y4設計図面はX図面に依拠して制作された複製物又は翻案物か、②X図面につき、B社に著作権が譲渡されており、XはYらに対し著作権に基づく権利行使ができないか、③Yらの責任原因及びXの損害額であるが、本稿では図面の著作物性を検討したいので、以下、本訴訟における主たる論点である図形の著作物としてのX図面の著作物性に絞って紹介する。

1 原審（東京地判平成26年11月7日（裁判所ウェブサイト）におけるXの主張と裁判所の判断

(1) Xの主張

Xは、X図面は建物の高さや位置、柱の位置、住戸の配置、エレベーター及び階段、店舗及び診療所、エントランス及びサブエントランス、駐車場の各点において独自性と創作性がありX図面はすべて図面の著作物性があるとして、Y4設計図面の1階平面図、2ないし9階平面図、断面図は、いずれもX図面における〔1〕建物形状、〔2〕建物配置、〔3〕柱配置、〔4〕施設配置、〔5〕店舗形状及び寸法、〔6〕1階診療所形状及び寸法、〔7〕駐車場の形状及び寸法、〔8〕エレベーター寸法、〔9〕バルコニーの形状及び寸法（2階～9階平面図）、〔10〕エレベーター及び階段の位置（2

階～9階平面図)、〔11〕柱と梁の外部露出形状(2階～9階平面図)、〔12〕住戸配置(2階～9階平面図)、〔13〕住戸用メーターボックスの設置(2階～9階平面図)、〔14〕屋外階段とオペラ通りとの間の吹き抜けの位置及び寸法(3階～9階平面図)、〔15〕住戸用廊下形式及び形状(4階～9階平面図)、〔16〕断面図に示された階数、柱間寸法、バルコニーの出寸法等はX図面を複製ないし翻案したものであると主張した。

(2) 裁判所の判断

これに対し、原審裁判所は次のように述べてX図面すべてについて著作物性を否定した。

裁判所は、「ところで、著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう』(著作権法2条1項1号)と規定しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、厳密な意味での作成者の独創性が表現として表れていることまでを要するものではないが、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要するものであって、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということはできないというべきである。」と著作物性について的一般論を述べたうえ、X図面について、「本件建物の設計図面であるから、著作権法10条1項に例示される著作物中の『地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物』(著作権法10条1項6号)にいう『学術的な性質を有する図面』に該当するものと解されるところ、『学術的な性質を有する図面』としての設計図の創作性は、作図の対象である物品や建築物を設計するための設計思想の創作性をいうものではなく、作図上の表現としての工夫に作成者の個性が表現されている場合に認

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

められると解すべきであって、設計思想そのものは、アイデアなど表現それ自体ではないものとして著作権法の保護の対象とはならないというべきである。」とし、XがX図面の創作性として主張する点は、「いずれも原告図面の作図の対象である本件建物に具現化された原告の設計思想にすぎない」とした。またX図面に「作図上の表現としての工夫に作成者の個性が表現されている」かの点について、X図面のような「建築設計図面は、一般に、建物の建築を施工する工務店等が設計者の意図したとおりに施工できるように建物の具体的な構造を通常の製図法によって表現したものであって、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であれば誰でも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、作図の対象である建築物の設計思想を忠実に建築設計図面として表現しようとするれば、対象物の寸法、構造、形状が同一の設計図面を作成することになる以上、図面の表記も同一とならざるを得ないのであるから、作図上の表現の選択の幅はほとんどないといわざるを得ない。そして、原告図面に係るマンションは、通常の住居・店舗混合マンションであり、しかも旧マンションであるメゾンAを等価交換事業として本件土地に建て替えることを予定したものであるところ、このようなマンションは、敷地の面積、形状、予定建築階数や戸数、道路、近隣等との位置関係、建ぺい率、容積率、高さ、日影等に関する法令上の各種の制約が存在するほか、住居スペースの広さや配置等は旧マンションにおける住居面積、配置、住民の希望や、建築後建物の日照条件等に依ることもあり、建物形状や配置、柱や施設の配置を含む構造、寸法等に関する作図上の表現において設計者による独自の工夫の入る余地はほとんどなく、本件におけるメゾンA建替え後のマンションである本件建物も、本件土地の特殊な形状や法令上の規制、メゾンAの原状や被告Aらの要望等に基づいて、自ずとその建物形状等や配置、構造のみならず、その寸法関係の大枠も定まるものであるから、原告図面は、そのような制約の下、ごく普通の表記法に従って作成された設計図にすぎない」として、Xが主張する創作性は、「いずれも原告図面の作図上の工夫ということはできないし、原告図面を精査しても、他に表現の創作

性といえるような作図上の工夫があると認めることはできない。」とした。

2 控訴審におけるXの主張と裁判所の判断

第1審がXの請求を棄却したためXが控訴した。

(1) Xの補充主張

Xは、設計者が建物を計画する場合、10案又はそれ以上の計画案を作成し、検討を重ね、地権者と打合せを繰り返して実施設計可能な基本設計図面にたどり着くものであり、他人が作製した図面がそのような基本設計図面と同一あるいは同様の建物の柱間寸法・柱本数・柱位置・エレベーターや階段の位置、1階の施設の配置等になることはあり得ないとしたうえで、本件マンション建替計画の競合他社の2社の設計図面との比較において、(ア)建物階数・建物配置、(イ)柱位置・柱数・柱間寸法、(ウ)住戸配置、(エ)バルコニー、(オ)エレベーター・階段、(カ)1階配置についてX図面の優れている点をあげ、X図面が著作権法上保護される著作物であると主張した。また、X図面は、基本設計において作成する図面の一部で、全体像を概略的に示す程度のものではなく、これを基礎として実施設計図面に移行する程度に十分な技術的検討を行い、完成度を備えた図面であり、Xの専門的知見に基づく知識と技術に基づく種々の配慮がなされたものであるから、著作物性があるというべきであると主張した。

(2) 裁判所の判断

これに対し、以下のとおり、控訴審裁判所は第1審と異なり図面の著作物としてのX図面の著作物性を肯定したが、Y4設計図面の複製権及び翻案権侵害は否定して、Xの控訴を棄却した。

裁判所は「著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう』（著作権法2条1項1号）と規定しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の

創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、厳密な意味での作成者の独創性が表現として表れていることまでを要するものではないが、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要するものであって、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということではできないというべきである。」として、著作物についての一般論は第1審と同様の説示をしたうえで、X図面は、「本件建物の設計図面であるから、著作権法10条1項に例示される著作物中の『地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物』（著作権法10条1項6号）にいう『学術的な性質を有する図面』に該当するものと解されるところ、建築物の設計図は、設計士としての専門的知識に基づき、依頼者からの様々な要望、及び、立地その他の環境的条件と法的規制等の条件を総合的に勘案して決定される設計事項をベースとして作成されるものであり、その創作性は、作図上の表現方法やその具体的な表現内容に作成者の個性が発揮されている場合に認められると解すべきである。もっとも、その作図上の表現方法や建築物の具体的な表現内容が、実用的、機能的で、ありふれたものであったり、選択の余地がほとんどないような場合には、創作的な表現とはいえないというべきである。」として、X図面の創作性を「作図上の表現方法」と「建築物の具体的な表現内容」の2点から検討すべきであるとした。

そして、「作図上の表現方法」については、「一般に建築設計図面は、建築物の建築を施工する工務店等が設計者の意図したとおり施工できるように建物の具体的な構造を通常の製図法によって表現したものであって、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であれば誰でも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、作図上の表現方法の選択の幅はほとんどないといわざるを得ない。そして、控訴人図面をみても、その表現方法自体は、そのような通常の基本設計図の表記法に従って作成された平面的な図面であるから、表現方法における個性の発揮があるとは

認められず、この点に創作性があるとはいえない。」として創作性を否定した。

しかし、「建築物の具体的な表現内容」については、「控訴人図面に係るマンションは、通常の住居・店舗混合マンションであり、しかも旧マンションを等価交換事業として建て替えることを予定したものであるところ、このようなマンションは、一般的に、敷地の面積、形状、予定建築階数や戸数、道路、近隣等との位置関係、建ぺい率、容積率、高さ、日影等に関する法令上の各種の制約が存在し、また、等価交換事業としての性質上、そのような制約の範囲内で、敷地を最大限有効活用するという必要性がある上、住居スペースの広さや配置等は旧マンションにおける住居面積、配置、住民の希望や、建築後の建物の日照条件等に依ることもあり、建物形状や配置、柱や施設の配置を含む構造、寸法等に関する作図上の表現において設計者による独自の工夫の入る余地は限られているといえる。」とし、また、本件では施主である Y2 との間における協議結果に基づいた設計と条件や住民の希望があつことからなどから、もともと控訴人図面に表現される建物の全体形状、寸法及び敷地における建物配置並びに建物内部の住戸配置や既存杭を前提とした杭の本数や位置についての選択の幅は限られているとしながらも、「上記住民の希望に沿った建物の全体形状、寸法及び敷地における建物配置並びに建物内部の住戸配置、既存杭を前提とした場合の合理的な位置の選択の幅は狭いとはいえ、各部屋や通路等の具体的な形状や組合せ等も含めた具体的な設計については、その限定的な範囲で設計者による個性が発揮される余地は残されているといえるから、控訴人の一級建築士としての専門的知識及び技術に基づいてこれらが具体的に表現された控訴人図面全体については、これに作成者の個性が発揮されていると解することができ、創作性が認められる。」として、X 図面全体について図面の著作物としての著作物性を肯定した。ただし、その保護範囲については、「本件においては設計者による選択の幅が限定されている状況下において作成者の個性が発揮されているだけであるから、その創作性は、その具体的に表現された図面について極めて限定的な範囲で認められるに

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

すぎず、その著作物性を肯定するとしても、そのデッドコピーのような場合に限り、これを保護し得るものであると解される。」として、その保護範囲をデッドコピーのように酷似している場合に限定する立場を取った。

そのうえで、X 図面と Y4 設計図面の 1 階から 9 階の平面図を比較し、「控訴人図面と被控訴人図面とを比較すると、建物の全体形状に所以する各階全体の構造や、A と基本的に同様の配置とすることに所以する内部の各部屋の概略的な配置は類似するものの、各部屋や通路等の具体的な形状及び組合せは異なる点が多くあり、もともと控訴人図面の各部屋や通路の具体的な形状及び組合せも、通常のマンションにおいてみられるありふれた形状や組合せと大きく相違するものではないことを考慮すれば、控訴人図面及び被控訴人図面が実質的に同一であるということとはできない。そうすると、控訴人図面と被控訴人図面とが、その基本となる設計と条件において共通する点があるとしても、具体的に表現された図面としては異なるものである」として、X 図面の複製権又は翻案権の侵害を否定した。

3 上告審の判断

控訴審が X の控訴を棄却したため X が上告及び上告受理の申立をなしたが、最高裁（最決平成 27 年 11 月 10 日 LEX/DB25447113 は、上告理由に該当しないことを理由に上告を棄却しまた上告受理をしなかった。

第 4 検討

1 図形の著作物としての建築設計図

本件は、X 図面が図形の著作物としての著作物性を有するかが問題となった事案である。

建築設計図は、「学術的な性質を有する図面」であるので、そこに創作性があれば図形の著作物のひとつとして著作物性が認められるので（著 10 I ⑥）、他人が無断で複製や翻案をすると、私的使用のための複製（著 30 I）や翻案等の利用（著 43）等の制限規定に該当するといった例外的

な場合を除き、著作権者との間で複製権侵害（著 21）や翻案権侵害（著 27）が成立することになる。

2 過去の判決例における設計図一般の創作性の判断要素

既に多数の論者において指摘されているように、建築設計図については、平成 14 年までの判決例では、建築士等の専門家が制作した設計図というだけでほとんど検討もされないまま図形著作物としての著作物性を認めるものがほとんどであった。⁽ⁱ⁾しかし、什器の設計図が問題となった事案（スモーキングスタンド事件・東京地判平成 9 年 4 月 25 日判タ 944 号 265 頁）において、「本件設計図は、……具体的な什器の構造、デザインを細部にわたって通常の製図法によって表現したものである。工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、本件設計図もそのような通常の設計図であり、その表現方法に独創性、創作性は認められない。」「本件設計図から読みとることのできる什器の具体的なデザインは、本件設計図との関係でいえば表現の対象である思想又はアイデアである」として、設計図における創作性の判断要素を表現方法（作図上の工夫といったもの）についてのみ検討し、設計図に現れている設計思想についてはアイデアとして創作性の判断要素に加えないとする判断が示されて以降、建築以外の設計図については同様の考え方に立つ裁判例が相次いでいた。⁽ⁱⁱ⁾

建築設計図においてはどうかというと、カイ設計事件（東京地判平成 14 年 12 月 19 日・裁判所ウェブサイト）では、個人住宅の設計図につき、「建築設計図面は、建物の建築を施工する工務店等が設計者の意図したとおりに施工できるように建物の具体的な構造を通常の製図法によって表現したものであって、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であればだれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見いだす余地はない。本件における原告設計図書も、そのような通常の設計図の域を出るものではなく、その

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

表現方法において特段の独創性、創作性は認められない。」として表現方法についての創作性も検討しているが、他方で「原告設計図書に表現されている建物は、通常の個人住宅であるところ、このような個人住宅は、敷地の面積・形状や、道路・近隣建物等との位置関係、建ぺい率、容積率、高さ、日影等に関する法令上の各種の制約が存在するほか、間取りについても家族構成等に基づく施主の要望を採り入れる必要があることから、建物面積や建物構造等、間取り、各部屋の寸法等について、設計者による独自の工夫の入る余地はほとんどない。本件における原告設計図書も、そのような通常の設計図の域を出るものではなく、表現された建物の間取り、構造等において特段の独創性、創作性は認められない。」として、設計内容（設計図に具体的に表現された設計思想といったもの）についても創作性を検討し、表現方法と設計内容の双方ともに創作性がないとして、原告設計図の著作物性を否定している。

また、フランステレコム事務所コンペ事件（東京地判平成15年2月26日・判タ1144号180頁）では、事務所の設計図につき、「原告設計図における表現方法は、極く一般の設計図において用いられる平面的な表現方法であって、表現方法における格別の個性の発揮はないこと」として表現方法についての創作性を検討するとともに、設計内容についても「原告設計図においては、特殊な形状の建物の内部設計について、顧客である被告フランステレコムから各専用部分や共用部分の種類、個数、面積、位置関係等に関して詳細な設計条件を付され、これらの設計条件に適合することが必要であるため、設計者が自由に選択できる事項としては、『各部屋及び通路の具体的な形状』及び『全体の配置』などに限られていたこと」、「本件事務所を、南側壁面に沿った3つのエリアと、西側壁面に沿った細長いエリアに分けるという発想は、正にアイデアそのものであって、この点が著作権法上の保護の対象となり得る表現とはいえないこと等」を総合考慮したうえで、「原告設計図において、創作性のある部分は、FTJ、日本研究所及びエトラリの各専用部分や各部屋及び通路等の具体的な形状及び具体的な配置の組合せにあるということが出来る。」として、設計内容の観

点から原告設計図の一部について著作物性を認めた。

以上のように、近時の判決例における考え方は、建築設計図以外の設計図（什器、機械、部材等）については、創作性の判断要素を表現方法に絞って検討し、設計内容についての創作性は検討しない立場に立っていると言えるが、⁽¹⁾建築設計図においては、表現方法だけでなく設計内容についても創作性の判断要素としている点に特徴があるといえる。

3 本件第1審における創作性の判断

第1審裁判所は、「『学術的な性質を有する図面』としての設計図の創作性は、作図の対象である物品や建築物を設計するための設計思想の創作性をいうものではなく、作図上の表現としての工夫に作成者の個性が表現されている場合に認められると解すべきであって、設計思想そのものは、アイデアなど表現それ自体ではないものとして著作権法の保護の対象とはならないというべきである。」とし、XがX図面につき創作性があると主張する点は、「いずれも原告図面の作図の対象である本件建物に具現化された原告の設計思想にすぎない」として、創作性の判断要素としては表現方法（作図上の表現としての工夫）のみとし、設計内容（設計思想）は判断要素としていない。その点で、前記した建築設計図以外の設計図についての近時の判決例と同じ立場に立つものと思われる。そして、「原告図面のような建築設計図面は、一般に、建物の建築を施工する工務店等が設計者の意図したとおり施工できるように建物の具体的な構造を通常の製図法によって表現したものであって、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であれば誰でも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、作図の対象である建築物の設計思想を忠実に建築設計図面として表現しようとするれば、対象物の寸法、構造、形状が同一の設計図面を作成することになる以上、図面の表記も同一とならざるを得ないのだから、作図上の表現の選択の幅はほとんどないといわざるを得ない。」、

(1) それらの判決例においては設計対象物が実用品などであってそれ自体が著作権法の保護対象外であることを著作物性を否定する理由の一つとしてあげるものがある。

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

「原告図面は、そのような制約の下、ごく普通の表記法に従って作成された設計図にすぎないと認められる。」「したがって、原告が主張する創作性は、いずれも原告図面の作図上の工夫ということはできないし、原告図面を精査しても、他に表現の創作性といえるような作図上の工夫があると認めることはできない。」として X 図面の創作性を否定した。

4 本件控訴審における創作性の判断

これに対し控訴審裁判所は、「その創作性は、作図上の表現方法やその具体的な表現内容に作成者の個性が発揮されている場合に認められると解すべきである。」として、「作図上の表現方法」と「その具体的な表現内容」の2点から判断すべきであるとし、「作図上の表現方法」については、「一般に建築設計図面は、建物の建築を施工する工務店等が設計者の意図したとおり施工できるように建物の具体的な構造を通常の製図法によって表現したものであって、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であれば誰でも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、作図上の表現方法の選択の幅はほとんどないといわざるを得ない。そして、控訴人図面をみても、その表現方法自体は、そのような通常の基本設計図の表記法に従って作成された平面的な図面であるから、表現方法における個性の発揮があるとは認められず、この点に創作性があるとはいえない。」として創作性を否定したが、「その具体的な表現内容」については「各部屋や通路等の具体的な形状や組合せ等も含めた具体的な設計については、その限定的な範囲で設計者による個性が発揮される余地は残されているといえるから、控訴人の一級建築士としての専門的知識及び技術に基づいてこれらが具体的に表現された控訴人図面全体については、これに作成者の個性が発揮されていると解することができ、創作性が認められる。」として、さまざまな制約条件があるものなお X の設計者としての個性が発揮できる余地があるとして創作性を肯定した（ただし、その創作性が発揮できる幅が極めて限定的な範囲であることからその保護範囲をデッドコピーのような場合に限定した）。

5 設計図における創作性の判断要素

設計図につき、図形の著作物としての創作性の判断要素をどの点に求めるかについては、作図上の工夫のみを判断要素とする考え方⁽²⁾と、設計図に具体的に表現された設計内容（設計思想が具体的に表現された形状、寸法、色彩等からなる図面）についてもその判断要素とする考え方⁽³⁾がある。前者の考え方は、①設計図に表現された設計内容は技術的思想であるから特許等の産業財産権で保護されるべきものであって著作権法で保護されるべきものでないこと、②設計内容を保護することにすれば設計思想といったアイデアを保護することになること等を根拠とするものである。後者の考え方は、①作図上の工夫のみが保護されるとなると著作権法は表現方法において奇抜で実用価値の低いものの創作を奨励する間の抜けた法になりかねないこと、②表現方法である製図法が多様化するよりも、設計の対象物の形状、寸法、色彩等をもった具体的表現が多様化するほうが好ましいこと、③ありふれた表現手法であっても、ある思想・感情から派生した具体的な表現に多様性があるのであれば、その中に一つに創作性を認めることは情報の多様化に資すること、④ありふれた作図方法からなる設計図はデッドコピーすら自由となって不都合であること等を根拠とするものである。

(2) 「機械等の技術的思想の保護は、特許等の工業所有権の制度にゆだねられるべきであって、設計図に具現された技術的思想がいかに優れた者であったとしても、その思想自体が著作権法の保護を享受するものではない。設計図に著作物性が認められるとすれば、それは、機械等の構造を二次元の図面に標記するための作図上の諸工夫に創作性が認められるために外ならない。ゆえに著作物とは認められない製品をそのまま図面化したようなものは著作物性を否定される」、「そうだとすると、設計図の著作物に関して著作権侵害の成否を判断するに当たっては、あくまで創作的な表現と評価することができる作図上の仕方が共通しているか否かを基準としなければならない。設計図に具現された機械等の技術的思想の共通性をもって、類似性を肯定することは許されないのである。」(田村善之「著作権法概説」(2版)93頁)など

(3) 「学問的思想である設計思想から派生した具体的設計図を保護することにより、一方で創作へのインセンティブを与え、他方で、他の者に対してそれと同じ設計思想であっても異なった表現をもった設計図を創作するように動機づけることで、そのような設計図の豊富化を招くことになり、著作権法の趣旨に合致」という観点から、形状や寸法や色彩等を伴った具体的表現に多様性がある合には設計図の創作性を肯定すべきとする（中山信弘「著作権法」(2版)77頁以下）

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

本件の第1審は前者の立場に立って、控訴審は後者の立場に立って判断したものと思われる。

6 私見

筆者は、少なくとも建築設計図については、設計内容も判断要素に加えて創作性の有無を判断すべきであると考え。その理由は、①建築設計図はその役割からして一般的、統一的な作図法に基づいて制作されるもので、そもそも作図法における創意工夫が求められるようなものではないこと、②もし作図上の工夫のみを判断要素とするとほとんどの建築設計図は図形の著作物としての著作物性が否定されることになるが、それでは著作権法10条1項6号における「学術的な性質を有する図面」から建築設計図を除外する結果となってしまう妥当でないこと、③建築設計図の価値は作図上の工夫ではなく設計内容にこそ存し、そこには様々な制約条件に制限されながらも当該建築物における設計者の創意工夫が表現されていること、④かかる設計図に具体的に表現された設計内容を創作性の判断要素に加えても、直ちにアイデアを保護する結果とはならないこと、⑤設計内容を創作性の判断要素に加えて判断しても他人の設計図の制作の自由を不当に制限するものとはならず、むしろ設計者の創作活動を促す結果となることである。

以下、詳述する。

(1) 建築設計図の役割

「設計図書」とは「建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書」（建築士法Ⅱ⑤）を指すものとされ、設計図面と仕様書（特記仕様書/共通仕様書）からなる。告示15号⁽⁴⁾によれば設計に関する標準業務は基本設計業務と実施設計業務からなり、基本設計業務とは建築主から提示された要求その他の諸条件を設計

(4) 国土交通省告示15号。建築士法25条の規定に基づき建築事務所の解説者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めており、別添1、1で設計に関する標準業務の内容を掲げている。

条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、さまざまな種類の建築物の成果図書を作成する業務であり、実施設計業務とは工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、さまざまな種類の建築物の成果図書を作成するための業務を指すとされる。そしてその成果図書として、総合設計、構造設計、設備設計それぞれにおいて一定の種類⁽⁵⁾の図面が制作されることとなっている。

かかる設計図書の役割については、実施設計についてであるが、施工候補の業者がそれによって積算・見積が行えるようなものでなくてはならず、また実際の工事施工も可能となり、現場施工の基準となり、検査の判断基準や、工事監理者の監理（設計図書と施工との照合）が可能となるものでなくてはならないとされている⁽⁵⁾。つまり、設計図書は建築物の建築プロジェクトに参加する積算業者、施工者（施工者は複数いることがほとんどで、元請工事業者や一次請、二次請の下請工事業者だけでなく、さらに下流の工事業者が参加する建築プロジェクトも珍しくない）、工事監理者等の工事関係人のいずれもが設計図書を見れば設計内容が齟齬なく画一的に把握できるものでなければならないことが前提となっている。また、設計者も基本設計者と実施設計者が異なり、基本設計者が制作した基本設計図書をベースに別の実施設計者が実施設計図書を作成することもある。デベロッパーによる建築プロジェクトにおいては発注者が外部の設計事務所に設計を委託することがあり、その場合は発注者も設計図書を検討することになる。また、建築物は完成後において修繕工事を行うことがあり、その場合には当初の設計者、施工者、工事監理者以外の者が設計、施工、監理を行うことがあるが、その場合に修繕工事の内容を決めるために当初の設

(5) 日本建築学会編「建設紛争ハンドブック」10頁

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

設計図書が必要となってくることがある。つまり極めて小規模な建築を除き、ほとんどの建築プロジェクトでは、設計者、施工者、工事監理者（場合によっては発注者）等はそれぞれ別々に業務を遂行しており（一式請負方式でもゼネコン内部で設計者、施工者、工事監理者は別の者が担当している）、設計図書はそれら多数の工事関係人の間において設計内容を一義的に把握できる伝達手段として機能していることから、それらすべての工事関係人が設計図書から同一の設計内容を理解できるようなものでなくてはならない。この点は、什器や機械における設計図とは異なるものがある。したがって、設計図書の一部を構成する建築設計図もかかる設計図書の役割から、一般的で統一的な作図法を用いて制作されているものがほとんどであるようである。

そうであれば作図上の工夫がある場合にのみ創作性が肯定するような考え方は、前記のような建築設計図の役割や実態とは相反しており、個性的な作図法なるものは建築プロジェクトでは有害な建築設計図というほかないが、かかる建築設計図を創作することを著作権法が奨励しているとは思えない。

(2) 建築設計図の価値

建築設計図の価値は、作図上の工夫ではなく設計内容にこそある。設計内容における創作性は、建築物の外観等の美観といった意匠性や、経済性、合理性、機能性、安全性といった建築技術的なものに現れるが、いずれも建築設計図の価値の向上に寄与している。技術的思想や意匠性を著作権法で保護するべきではなく特許法や意匠法等による保護を追求すべきであるとする考え方もあるが、著作権法 10 条 1 項 6 号の図形の著作物として保護されるのは「学術的な性質を有する図面」⁽⁶⁾なので、意匠的なもの以外に建築技術的なものを保護対象とすることは矛盾しないと思われるし、建築意匠については意匠権の保護対象となっていないことからすれば、むしろこれらの設計内容に現れた価値を保護するようにすれば、安易な模倣がで

(6) 松村信夫・三山俊司「著作権法要説」(2版) 21 頁

きなくなつて、設計における創作活動を活性化させるものとなる。

(3) 設計内容の保護とアイデア

建築設計図はさまざまな制約条件の中で制作される。この制約条件とは、建築設計をするうえにおいて遵守しなければならない条件のことで、発注者の要求（プロジェクトの目的、建築物の用途・機能、予算、スケジュール、品質等）、敷地及び既存施設の条件（一般的敷地条件、土壤汚染状況）、敷地及び周辺環境条件（敷地開発時の土壤汚染状況、埋設文化財、PCB含有機器、ダイオキシン、アスベスト）、建築物に関わる法令などの条件、新設建築物の基礎的条件（自然的環境条件〔土質・風向・日照等〕、建築物の配置計画上の条件、荷重条件、施工上の技術的条件、必要とされる耐震性能など）、改修の場合の制約条件（既存建物の制約条件、改修工事の法令）⁽⁷⁾などである。

したがって、もともと建築設計は一定の制約条件下で行うものである以上、設計内容における選択の幅は他の著作物と比べて広いものとはいえませんが、それでもまったく選択の幅がなくなるといったことはないのではないか。かなり厳しい制約条件下においても狭いながらも選択の幅があると思われる。本件はマンションといった建物の特質に加え、旧マンションの建替であること、等価交換事業として行われること、住民の希望（住居スペースの広さや配置等は旧マンションにおける住居面積、配置と同じであること）に沿わなければならないこと等の厳しい制約条件下で行われた設計であったが、控訴審は「住民の希望に沿った建物の全体形状、寸法及び敷地における建物配置並びに建物内部の住戸配置、既存杭を前提とした場合の合理的な位置の選択の幅は狭いとはいえ、各部屋や通路等の具体的な形状や組合せ等も含めた具体的な設計についてはその限定的な範囲で設計者による個性が発揮される余地は残されている」としており、同じ制約条件下で設計した X 図面と Y4 設計図面の比較において 1 階から 9 階のすべてにおいて寸法、面積、形状、組み合わせにおいて相異していることを

(7) 日本コンストラクション・マネジメント協会「CMガイドブック」(改訂) 57 頁

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

指摘している。

かかる設計内容は選択の幅のある制約条件下において、設計者が選択した具体的表現に他ならない。言い換えれば、ある設計思想からすれば複数の設計内容が選択できる状況下で選択した一つの具体的な設計内容であるのでアイデアを保護することにはならない。かかる制約条件下では特定のあるいは極めて限られた設計内容しか取りえないといった場合に、当該建築設計図に創作性を認めることはアイデア自体を保護することになるかもしれないが、それ以外の場合には設計内容に創作性を認めて差し支えないと思われる。

むしろ、作図上の工夫のみに創作性を求めると前記したようにほとんどの建築設計図は図形の著作物としての著作物性を否定される結果、建築プロジェクトでは契約違反か不法行為に該当するといった場合でなければ先行設計者の設計図の複製、翻案は自由ということになってしまい、設計者が自ら創意工夫をして設計をするという意欲を殺してしまうことになって不都合である。

また、設計内容について創作性を認めることになっても、その範囲は制約条件下で取り得る限定された幅の範囲でのみ認められるものであることから、その保護範囲を限定されたものと解することで後続設計者の設計における不当な制限にはならないと思われる。

7 控訴審判決について

前記6に述べた理由から筆者は控訴審裁判所における考え方、つまり設計図における創作性の判断要素に、作図上の工夫（作図上の表現方法）だけでなく設計内容（設計図における具体的な表現内容）を加えている点は賛成である。

ただし、控訴審新裁判所が、Xが創作性ありと主張している設計内容、例えば新マンションの階数を9階建てとしたX設計図について、「本件建物を9階建てにすることについては、前記認定のとおり、控訴人図面を作成する際の設計と条件となっていたものであり、これを控訴人図面に表現

したことをもって創作性があるとはいえないし、9階建てにすることが諸条件の中でもっとも適切であると考えて、最初に被控訴人Y1に提案したのが控訴人であるとしても、そのこと自体はアイデアというべきであり、著作権法上の保護の対象となるものではない。」としている点は、これが複数の階数設定が可能な設計においてその中の一つの選択肢である9階建てをXが提案したので、Y1がそれを了解した結果、Xが9階建ての設計図を制作したという場合であってもアイデアであるという趣旨であれば疑問である。その場合は、まさに設計思想から導かれる複数の選択肢の一つとしての9階建てを設計図において具体的に表現したのであるから、その部分についてのX設計図の創作性を認めてしかるべきであるからである。つまり、設計図書の制作は、発注者との関係で言えば、企画案の提示、設計条件等の整理、基本設計方針の説明、基本設計図書の制作と説明、実施設計図書の制作と説明といった流れが進むが、基本設計図書が制作される前段階における企画案や基本設計方針の段階において設計者の基本的な設計概要が文書や口頭で示され、これに対する発注者の要望や了解を経て基本設計図書で設計内容がより具体化されてゆくのであって、いきなり基本設計図書において設計内容が確定されるものではない。本件の制約条件下では階数を10階建てとする設計も可能であったのであるから、選択肢の中から9階建てにすることをXが企画案段階で選択してY1に提案したものであれば、遅くとも基本設計図書が完成した段階では設計内容が具体的に表現されているのでアイデアとはいえないと思われる。しかし、判決から窺う限り、新マンションは制約条件下では9階か10階とする以外の選択肢しかなかったような事案であるようであり、そうであれば極めて限定された選択の幅しかないこととなるので著作権法の保護対象ではないとした結論自体は正当と考える。

引用文献

- i ① きたむら建築設計図事件（東京地判昭和52年1月28日・無体集9巻1号29頁）

マンションの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

設計監理等を目的とする株式会社が制作したビル設計図（実施設計図のうちの一部）につき、「原告設計図は、原告の業務に従事する設計担当者が、その職務上、その感覚と技術を駆使して独自に製作したことが認められる。したがって、原告設計図は、著作権により保護される著作物であり、Xは、その著作者であり、著作権者であるというべきである。」として著作物性を肯定

- ② 冷蔵倉庫設計図事件（大阪地判昭和54年2月23日・判タ387号1456頁）
設計監理等を目的とする株式会社が制作した冷蔵倉庫建物設計図につき、「甲設計図は一般の住宅、事務所等の建物とは異なり防熱、防湿等の点で特別の建築工学上の技術を必要とする冷蔵倉庫に関するものであつて、全体として個性ある設計図となっていることが認められ、他に反証はない。右認定事実によれば、甲設計図は全体として冷蔵倉庫に関する建築工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面として一応の著作物と解することができ、また右甲設計図の著作権は原告に帰属するものであることが認められる（著作権法2条1号、10条1項6号）。」として著作物性を肯定

- ③ 小林ビル設計事件（東京地判昭和54年6月20日・ジュリスト799号119頁）

一級建築士が制作したビルの設計図につき、「原告設計図書一（表紙）を除く原告設計図書三二葉は、いずれも、一級建築士である亡信明が、昭和四八年五月頃から昭和四九年一月頃までの間（基本設計の段階を含む。）に、その知識と技術を駆使し、原告事務員で同じく一級建築士である原告信和（長男）をその補助者として使用して、独自に作成した建物の設計図書（設計図、表）であることが認められる。したがって、原告設計図書三二葉（二ないし三三）は、いずれも、著作権により保護される著作物であり、亡信明はその著作権を取得したというべきである（ただし、原告設計図書三のうちの案内図は、客観的に定まった本件土地の所在位置をごくありふれた手法により描いた略図であつて、そこに何らの独創性を見出すことはできず、建築士としての知識と技術を駆使しなければ描けないものとは到底言えないから、著作権により保護される著作物とは認められない。）」として、案内図を除くX設計図書の著作物性を肯定

- ④ シノブ設計事件（福島地決平成3年4月9日・知的裁集23巻1号230頁）
一級建築士が制作した住宅設計図書（設計図及び仕様書）につき、「建築設計図は、一般に、学術的な性質を有する図面にあたり、そして建築家はその知識と技術を駆使して作成したものでそこに創作性が認められる限り、著作権法一〇条一項六号の著作物性を肯定し得ると解され、かかる観点から本件設計図も前記六号の著作物に該当するものと考えられる。」として

著作物性を肯定

- ⑤ 神奈川県公文書公開条例事件（東京高判平成3年5月31日・判タ766号109頁日）

公文書公開の対象となった文書の中に建築確認申請に添付されたマンションの設計図面があり、公開によりその著作権者に不利益を与えないかが問題となった事案であるが、「本件各図面は、太陽企画が自己の営業活動の用に供する目的で本件マンションの建築工事のために作成した設計図面であるところ、（証拠略）、本件各図面は、専門的知識と技能を有する設計者が、その知識、技能、経験を駆使して作成したものであり、設計者は、次のとおり、ノウハウないし創意工夫があると考えていることが認められる。」「著作権法第二条一項一号、一〇条一項六号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約二条（1）によれば、設計図書は、学術的な性質を有する図面として、著作物の目的となると解するのを相当とするから、控訴人の右主張は採用できない。」として著作物性を肯定

- ⑥ ショッピングセンター建設設計事件（名古屋地判平成12年3月8日・裁判所ウェブサイト）

設計監理等を目的とする株式会社が制作したショッピングセンター建設図につき、「建築設計図を著作物として保護するのは、建築の著作物（法一〇条一項五号）のように、建築物によって表現された美的形象を模倣建築による盗用から保護する趣旨ではないから、美術性又は芸術性を備えることは必要ない。また、法は保護の要件として、創作性があることを要求しているだけであって、創作性が高いものであることは要求していないから、設計する建物はありふれたものでもよく、特に新奇なものである必要もない。そして、図面に設計者の思想が創作的に表現されていれば、著作物性としては十分であり、建物の建築図面として、その図面により建築するについて十分であるかどうかという図面の完全性が要求されるものでもない。」としたうえで、「原告代表者の供述によれば、設備図面を含め原告図面（前記2ないし4を除く。）は、原告代表者がその一級建築士としての知識と技術を駆使して、そのスタッフとともに、あるいは設備業者に依頼して、創作したものと認められ、そこには原告の思想が表現されているといえるから、原告の著作物であると認められる。」として、公図の写し、現況敷地平面図、表（敷地面積表、仕上表、空調機器に関する機器表、換気機器に関する機器表、換気計算書の取入外気量、火気使用室換気量、衛生器具表、スプリンクラー設備計算表及び補助散水・設備計算表）を除く原告図面の著作物性を肯定した。

- ⑦ ニューシティー KOMYO マンションコンベ事件（大阪地判平成12年8月24日・裁判所ウェブサイト）

マンシヨンの設計図につき図面の著作物性を限定的に認めたケース

建築設計監理を業とする会社が地方公共団体の事業コンペに参加するために制作した基本設計図書につき、「原告企画書中の建築設計図書は、従前から本件土地の事業化を計画していた原告が、平成一〇年二月一八日付け分譲申込みの添付資料とするため独自に製作したものであり、原告改良企画書中の建築設計図書は、原告が第一次申込みについていったん大阪府に辞退届を提出した後、事業採算性を検討し、当時一階スーパーマーケット部分の出店交渉をしていた西友の意向を取り入れて、原告企画書中の建築設計図書に自ら変更を加えたものであって、作成者の知識と技術を駆使して作成されたものであり（甲二の1、五の1、原告代表者）、いずれも表現に創作性を有するものと認められるから、「地図又は学術的な性質を有する図面、図表その他の図形の著作物」（著作権法一〇条一項六号）に該当するものといえる。」として著作物性を肯定した。

- ⑧ 高槻市情報公開事件（大阪高判平成14年12月24日・判タ1144号180頁）

公文書公開の対象となった文書の中に建築確認申請に添付された医薬総合研究所の設計図面があり、公開によりその著作権者に不利益を与えないかが問題となった事案であるが、「控訴人は、建築設計図面の著作物性は、建築物の構造を二次元の図面に表現するための作図上の諸工夫に創作性が認められる場合に限られるとし、建築設計図たる本件文書の作図において、いかなる点が工夫され、創作的であるかについて何ら具体的な主張立証がされていないので、建築設計図たる本件文書の著作物性を認めることはできないと主張している。しかし、建築家はその知識と技能を駆使して作成した建築物の設計図は、学術的な性質を有する図面として著作権法上保護される著作物であると解すべきところ（著作権法10条1項6号）、本件文書は参加人ジェイティ不動産らに属する一級建築士等の資格を有する数十名の従業員が、その知識と技術を用いて、昭和62年から平成3年までの歳月をかけて作成したものであり、当該建築物に求められる高度かつ多様な要求を図面上に反映させたものであると認められるから、本件文書を、学術的な性質を有する図面として著作権法上保護される著作物であると認めるべきことは明らかである。」として著作物性を肯定した。

- ii ① チョコレート製造機械設計図事件（東京地判平成9年6月30日LEX/DB28042078）

「各原告機械の各設計図は、原告機械の製造を行う原告の工場担当者が、設計者の意図したとおりに原告機械を製造することができるよう、具体的な原告機械の構造を細部にわたって通常の製図法によって表現したものである。工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けたものであれば、誰でも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、

その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、原告機械の設計図もそのような通常の設計図であり、その表現方法に独創性、創作性は認められない。設計図から読みとることのできる原告機械の具体的構造は、設計図との関係でいえば表現の対象である技術思想であり、その具体的な技術思想を設計図として通常の方法で表そうとすると、各設計図上に現に表現されている直線、曲線等からなる図形、補助線、寸法、数値、材質等の注記と大同小異のものにならざるを得ないのであって、各設計図上に現に表現されている直線、曲線等からなる図形、補助線、寸法、数値、材質等の注記等は、表現の対象の技術思想である原告機械の具体的構造と不可分のものである。各設計図の右のような性質と、設計図に表現された原告機械の実物そのものは、技術思想を具現したものとはいえ、工場生産される産業用機械であって、著作物とはいえないことを考え合わせると、各設計図を著作物と認めることはできない。」

② コンベヤーベルトカバー設計図事件（大阪地判平成 10 年 3 月 26 日 LEX/DB28032939）

「創作的な思想又は感情自体は、それが技術的思想である場合には特許権又は実用新案権による保護の対象となり、デザイン思想である場合には意匠権による保護の対象となるのであって、これらの工業所有権とは別に著作権による保護の対象とはならないことが明らかである。」「原告設計図は、いずれも設計図に関する一般的知識を有する者であれば誰でも理解できる一般的な製図法のルールに従って作成されたものであり、その表現方法に創作性を見出すことはできないから、著作権法一〇条一項六号所定の図形の著作物に該当するということとはできない。」

③ 放電焼結装置設計図事件（東京地判平成 18 年 10 月 24 日判タ 1239 号 331 頁）

「本件設計図は、放電プラズマ焼結機の設計図であるところ、機械の設計図ということから、その性質上主として線を用い、これに当業者間で共通に使用されている記号や数値を付加して二次元的に表現するものであって、その表現形式の選択の余地は多くない。したがって、同一の機械を設計図に表現するときは、おのずから類似の表現にならざるを得ないから、これが創作的に表現されたものであること（著作権法 2 条 1 項 1 号）を認めるに足りない。したがって、本件設計図が著作権法上保護される著作物であるということとはできない（なお、設計図に表された機械については、著作権ではなく、工業所有権によって保護されることがあるにとどまる。）。」